

農林水産省・有機農業推進「基本方針」策定へ 年度内の策定をめざす

有機農業推進法は12月15日に公布、施行され、農水省は法6条に基づいて有機農業推進「基本方針」の策定作業に着手したようです。作業手順はおおよそ以下のような見通しです。

①農水省による原案の起草…担当課は生産局環境保全型農業対策室で、担当者による原案起草作業が始められたようです。

②食料・農業・農村政策審議会での農水省原案の審議…法6条では、農水省原案は同審議会に諮ることになっています。農水省としては同審議会の生産分科会に審議をお願いしたいとしており、この案件審議のために若干名の臨時委員が委嘱されることになるとのことです。臨時委員としては、農業団体、流通・小売り、外食、有機農業推進団体、土壌肥料専門家、病害虫対策専門家、都道府県担当者から各一名が委嘱されることになるとのことです。農水省としては、この人選と委嘱作業は1月半ばまでに終え、1月末頃には第一回の会議を開催したいとの意向のようです。

③生産分科会での審議予定…生産分科会での審議は最短で3回程度となり、順調に審議が進めば3月中下旬に3回の審議を終え、できれば年度内に「基本方針」を策定し、公示したい。生産分科会での審議等で若干遅れたとしても4月には策定、公示したいというのが農水省の考えのようです。

④パブリックコメント2月中下旬以降に…生産分科会の第2回審議の際に「基本方針」についての農水省原案が示され、分科会での審議を踏まえて修正が加えられ、正式の原案としてパブリックコメントにかけられるようです。パプコメの時期は生産分科会での審議予定から類推すると2月中下旬から3月上旬頃になるようで、パプコメの期間は通例では3~4週間程度です。

審議会の臨時委員に 金子美登・全有協代表を推薦

有機農業推進法の施策審議の委員会に有機農業者の代表が一人というのはいかにも不十分という印象を拭えません。有機農業の実情を踏まえて有意義な基本方針を作るためには、委員会に有機農業者等が複数参加することは不可欠のように思われます。全有協も含む有機農業諸団体はそれぞれそのことを国に要望してきましたが、残念ながら「臨時委員は各分野1名」という形は崩されず、有機農業者からは1名となったようです。このことを踏まえつつ、全有協としては代表でもある金子さんを臨時委員として推薦しています。金子代表は「有機農業者代表が一名ということで、推薦されたことには責任を感じている。臨時委員に選ばれた場合には、単に全有協代表ということではなく、長年有機農業で頑張ってきた仲間たちの意志を代表できるように頑張りたい」と決意を語っています。

来年度には都道府県の「推進計画」策定へ

上記のタイムスケジュールからすれば、有機農業者の声と意見を1月中に農水省に届けていくことが必要になります。全有協としては推進法で規定されている政策推進課題にそってワークシート方式で幅広い意見の集約と取りまとめの作業を開始しました。そして、1月下旬にはとりあえずの提言を取りまとめていく方針です。有機農業者の生の声をふまえて農水省との意見交換を進めたいと考えています。

年末年始でお忙しいことと思いますが、有機農業推進にとってとても大切な時期です。資料1としてワークシートを添付いたしました。みなさんのご意見・ご提案を、全有協宛（連絡先上記）に、是非、急いでお寄せ下さい。よろしくご協力ください。

有機農業推進法成立に寄せて ～各地からのメッセージ③～

●佐伯昌彦さん

(佐伯農園・株式会社マルタ代表取締役社長／北海道)

有機農業関係者にとって念願であった有機農業推進法が、去る12月8日、衆議院本会議において全会一致で可決、成立した。

従来の有機JAS法が、消費者の優良認識等を回避するための表示規制法の感が否めなかったのに対して、その基本理念において有機農業の「自然循環機能」「環境負荷の低減機能」「安全で良質な農産物を求める需要に応える力」を評価し、社会の要請に応えるための有機農業の推進とそれを支える生産構造基盤の強化と、国・地方自治体がそれらを積極的に支援・推進することを義務づけたところが、大いに評価すべき点である。

有機JAS法は生産行程の重箱の隅をつつくような規制法に陥ってしまったが(消費者保護の観点から、そうならざるを得なかったのも理解できない訳ではないが)、今回の有機農業推進法は、広義の意味での有機農業を宣揚し、それに関わる生産者がおおらかに、誇りを持って有機農業の発展に携われる制度になってほしいと願ってやまない。

この推進法が日本において市民権が得られるまで、有機農業生産者、並びに各関係機関がさらなる努力を払わなければならないことは、当然のことである。

●瀬川守さん(当麻グリーンファーム取締役／北海道)

農業者として、有機農業推進法の成立を歓迎している。

私たち地球人は、人間社会だけが認める価値観で、環境作りを進めてきてしまった。しかし、自然環境・社会環境が抱える多くの課題は、有意義な循環によって改善できることに、気づき始めた。日本という国が、循環の中心であるべき有機農業を、やっと価値ある手法として位置付けた意義は大きいと思う。後は、圧倒的な有機農業の優位性を、我々自身の手で思う存分証明する時が来たと認識している。

●中村三善さん

(中村農園・秀明自然農法ネットワーク理事／埼玉県)

有機農業推進法が12月8日に成立したことは、有機農業の実施者としては大変喜ばしいことだと思う反面、具体的な施策は誰が考え、どんなことを決めて実行されるのか、少し不安を覚える。

当然、施策は農水省が考え、決めると思うが、そこに有機農業を実際行っている人の意見がいかに反映されるか。その点が一番危惧される場所である。

近頃は環境にやさしいとか、安全な食べ物というような言葉がキャッチフレーズのように使われているが、金もうけの手段として有機農業を考えている人もいて、本来の方向性からはずれている感がある。薬の副作用によって人間の健康が損なわれるのと同様に、化学肥料・農薬漬けの農産物によって人間の健康が損なわれるとしたら、10年後、20年後の日本を考えたとき、新しいライフスタイルとして有機農業を真剣に考える時期が来たと思う。

化学肥料・農薬を使わない農業は確かに難しいが、この

農業でなかったら日本も世界も救われないと確信する。我々の子孫のことを本当に思うのであれば、そろそろ頭の切り換えをする時期だと思う。この法律によって有機農業の世界がどのように展開するか、非常に楽しみだ。

●澤登 芳さん(フルーツグローアー澤登・山梨有機農業市民の会会長／山梨県)

有機農業推進法の成立に際し、ご尽力いただいた国会議員各位及び関係者の皆さまに心より感謝している。

ただ、この法律が実効性のあるものになるか否かは、今後推進計画がどのように作成されるかにかかっている。推進計画では、現場で有機農業に取り組んでいる農家の意見が具体的に反映される仕組み、県や末端市町村の担当職員育成、地域における組織作りが不可欠であろう。また、同時にわが国でもEUで行われているように、食の安全性と農業に起因する環境問題についてその実態が広く報道され、消費者が自国の有機農業を推進する原動力となるような消費者教育が積極的、具体的に実施される必要がある。

●橋本慎司さん

(橋本農園・兵庫県有機農業研究会理事／兵庫県)

有機農業推進法が可決成立したことは、日本の有機農業を前進させる上で大変重要な出来事であると思う。欧米では法制化以降、有機農家は増加、有機農業圃場面積が拡大した。日本も今後、有機農業の世界が大きく変わる可能性を秘めている。しかしながら欧州の事例では、生産者への直接補償政策に重点をおき市場経済の拡大を怠ったため、有機農産物の供給過剰に伴い価格が下落することとなった。日本においては、今後の法の中身が慎重に策定されなければならない。

有機農業を推進するには、大きく「生産」「研究」「市場経済」に分かれた政策づくりが肝要である。また、地域の農村環境を維持するには、家族型の有機農家への支援策を含め、バランスのとれた法律を作っていく必要があるだろう。

●今村君雄さん(今村農園・始良有機部会会長・鹿児島県有機農業協会理事／鹿児島県)

実家は兼業農家だったが、学生時代、有畜複合経営こそ本来の農業のあり方であると気づかされた。就農後、周囲の人たちの影響で有機農業に取り組むようになり、当初はマニュアルなどなく手探りだったが、「有機農業は楽しい」と感じながら25年やってきた。

いまJAS法の認証を受けて米や野菜を作っている。いろいろな制約のある中でこうした法律ができたことは喜ばしくはあるが、認証を受けている立場としては、正直言ってとまどっている。

しかし、法律ができたからには、有機JASと推進法が何とか結びつくような形になってほしい。また、推進法の運用には、地域の人の意見を反映してほしい。そして、日本中の人に有機農業のことを知って理解してもらえるようになることを願っている。